

第2 厳しい経済環境の下における雇用・生活安定の確保

世界金融危機は実体経済にも深刻な影響を及ぼしてきており、10月の倒産件数は5年5か月ぶりの水準となる中で有効求人倍率は9か月連続して低下し、雇用状況は悪化している。

このような状況の中で、昨今、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、更に深刻な問題が生じており、今後、一層の雇用の悪化が懸念される。このため、雇用の場の拡大のための各般の施策を講ずるとともに、労働者の雇用の維持、再就職支援、生活保障のための対策を強化する。また、若者、女性、高齢者、障害者等をはじめとするニーズに応じたきめ細やかな支援策、地域雇用対策の充実や人材面からの中小企業支援等を強力に進める。

1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

2,793億円(736億円)

(1) 住宅・生活対策 255億円

○ 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進

255億円

派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者及び常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、家賃補助費(上限36万円)、住宅入居初期費用(上限50万円)、生活・就職活動費(上限100万円)等の貸与を行う。

また、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)を行う。

(2) 雇用維持対策 880億円

① 中小企業等の雇用維持支援 581億円

休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援し、利益をあげられない中で雇用を維持する中小企業への助成(手当、賃金の4/5(大企業2/3)、3年間300日支給)を行う。さらに、派遣労働者や期間工等、継続雇用期間が6か月未満の雇用保険の被保険者等について、教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合についても助成を行う。

② 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援 89億円

派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合は50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。